

# ANGLE

Vol.94  
秋号  
2023.09.01

ビジネスの新しい視点（アングル）を探る情報誌

- C 経営メモ | SDGsと企業のかかわり その5 …… 1
- C I P O | セミナーレポート「審査する側・される側、対局の二人が語るIPOのリアル」 …… 2
- C 税 務 | 贈与税が変わります！この機会に自分に合った相続税対策を始めませんか？ …… 3
- C 税 務 | 消費税インボイス制度の緩和措置「少額返還インボイスの免除」について …… 4
- C 会 計 | キャッシュ・フロー計算書②各項目の読み方 …… 5-6
- C お知らせ | セミナーのご案内 …… 7



「日本の四季」…ゆかりの地域を写真で紹介。立山連峰の清らかな水で育った富山県の稲穂。



C R E A S  
CORPORATE ADVISERS

LONG TERM GOOD RELATION

日本クレアス税理士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズ

## SDGsと企業のかかわり その5

グループ代表 中村 亨  
Nakamura Toru



## -management memo-

前回に引き続き、実践編です。前回までで実践の基本の流れを見てきました。

- ① 前提 全社的コンセンサスの形成と課題把握      ② 検討 実践テーマの決定  
③ 推進 決定したテーマに沿ったToDoの実践      ④ 記録 自社評価及び自社アピール

今回は、取組の継続についてです。上記基本の取り組みを実践しうまく機能したとしても、社内外のESG問題がすぐに、すべて解決するわけではありませんし、これからもその取り組みが機能し続けることも限りません。

持続可能な社会を実現していくためには、恒常的に取り組みを行っていくことが必要です。そこで、安定したSDGs実践のためのブラッシュアップについて触れていきます。

### 自社評価のその後

自社のSDGsを記録、評価していくと、取り組みに対する改善点や反省点、新たな課題などが見えてきます。うまくいっていても、そうではなくても、SDGsの自社への定着・継続のためには「さらにブラッシュアップした取り組みを！」という、以下のような視点で再検討してみましょう。

1. 直線的発展の取り組み
2. 類似・関連したテーマへの取り組み
3. 得られた知恵・ノウハウを応用した新たなテーマへの取り組み

### 新たなSDGsの担い手の育成

企業のSDGsを実行していくスタッフは決して固定されたものではありません。初期段階で全社的コンセンサスをとっていたとしても、人が変わり立場が変わることで、その意識が薄れていってしまう可能性があります。

新しいスタッフが入ったとき／スタッフが昇格したときには、役職や立場に応じて再度の研修機会やミーティングでの共有機会を設け、自社のSDGsについてのリテラシー教育を実施しましょう、これからのSDGsのリーダーを育てる姿勢をもって研修を行うのがよいですね。人材の育成は企業にとってとても大切なパートですので、手を抜かず行っていきましょう。

### バリューとしてのSDGsの継承

現代の事業継承では、ESG問題への対応は、避けることができないものだと思います。企業理念や経営方針、技術的なことや財政的なことと同様に、ひとつの価値観（＝バリュー）として継承していくことが、企業が生き残っていくためには必要であると考えます。

そして後継者への価値観の継承には、十分な準備期間が必要です。ポイントとして以下の2点を挙げたいと思います。SDGsの取り組みはサプライチェーン全体の責任であるため、積極的に対外パートナーと協働してもらうことが必要です。

1. 現場で直接SDGsの取り組みに従事させ、実体験をさせること
2. 社外のパートナーたちと積極的に交流を図り、パートナーシップを強化しておくこと

今回は、SDGsの取り組みの定着・継続について解説しました。次回は実践編の第4弾として、実践のためのリスクヘッジを取り上げたいと思います。引き続き、お付き合いください。

※今回の経営メモは「会計士 中村亨の『経営の羅針盤』」第26回の内容を抜粋したものです。本編をホームページにてご覧いただけます。（右記QRコード参照）



## 名証×OBC×日本クレアス税理士法人共催セミナー 「審査する側・される側、対局の二人が語るIPOのリアル」

2022年11月のIPO支援事業部設立以来初の共催セミナーを、名古屋証券取引所（以下、名証）、オービックビジネスコンサルタント社と3社合同で開催し、279名にご参加いただきました。

名証が愛知県内だけではなく、北は北海道・南は沖縄まで全国の企業がIPOできる証券取引所であるということは意外と知られていません。また、2022年4月の取引所の再編によって、上場基準を充足するための「上場時期の延期」や「資本政策の再検討」、予定外の「売出しを実施」などを場合によっては行わずとも、時価総額の規模が小さな会社にもフィットする市場構成になっています。

### レポート：IPOの動向と証券審査のポイント

日本クレアス税理士法人 IPO支援業務部 統括責任者 **森本 良二**

まずは「審査される側」として、東京に本社を構えながらも2022年12月に名証メイン市場で上場を果たした損害保険代理店業の企業が体験談をお話されました。

これまで2度のチャレンジを経て、まさに「三度目の正直」で上場承認までたどり着いたご苦労や、生々しい本音までが語られていたことが非常に印象的でした。

また、「一度上場すると決めたなら、素直にかつとことんやり続けることが大切」とのお言葉は、IPOを目指す企業全てにとってのエールであり、非常に勇気づけられる内容だったと思います。

「審査される側」のリアルが展開される一方で、いちよし証券で30年以上にわたって審査する側として多くのクライアントの引受業務を担当させていただいた森本より、2023年上半期の最新の証券審査の動向や、IPO準備の進め方をお伝えしました。

毎年IPO予定の数社の上場延期が公表されていますが、主要関係者とのコミュニケーション不足が原因と思われる事例が多いと感じています。IPO準備会社を中心に考えると、主要関係者である主幹事証券会社・監査法人・証券代行・印刷会社・証券取引所・社労士・弁護士・税理士・公認会計士等とのコミュニケーションは細かく密接に取る必要があります。

準備段階で発見された課題解決を早期に進めるためにも抑えるべきポイントは、主要関係者とのコミュニケーションであることを強くお話させていただきました。

日本クレアス税理士法人では、「審査する側」の経験豊富な森本を中心にIPOのお悩みを税務・会計・人事労務・法務とワンストップで解決することが可能です。お気軽にお問い合わせください。





贈与税が変わります！この機会にご自身に合った相続税対策を始めませんか？



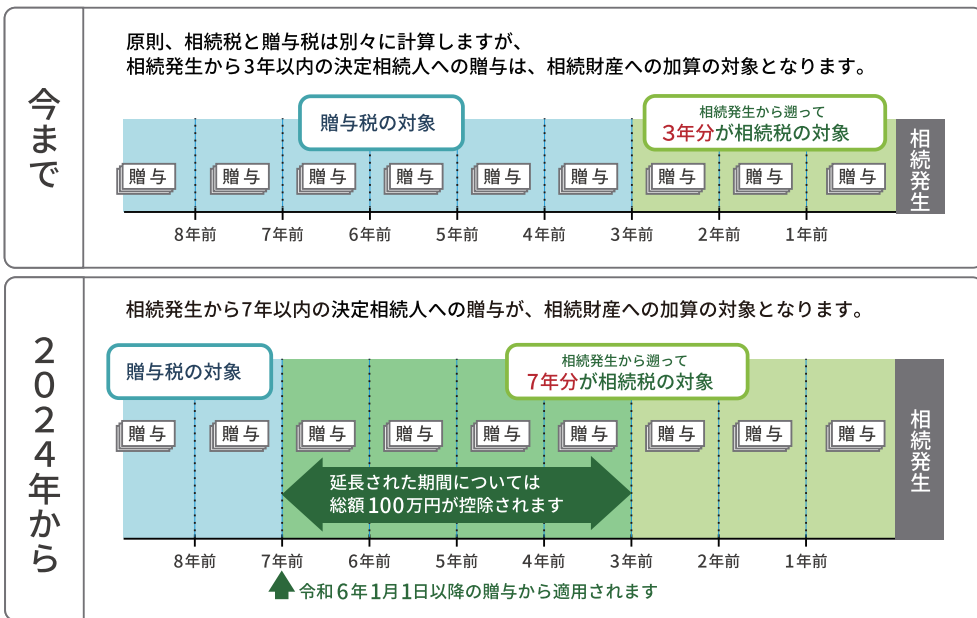
## 生前贈与をしておくと、相続税の税金負担が軽くなります！

贈与をした場合、以下2ついずれかの課税制度をご自身で選ばなければなりません。実はこの制度、2024年1月から内容が変わり、複雑な内容になってしまいます。

ご自身の財産状況や、年齢、家族構成によっても選ぶべき制度は異なりますし、ご自身で選ぶのは至難の業です。

### 制度の変更①

相続発生から遡って  
7年分の贈与が相続  
財産に加算されます！  
(暦年課税制度)



### 制度の変更②

年間贈与額110万円  
以下は、相続財産から  
控除できます！  
(相続時精算課税制度)



例)

1年に300万円ずつ、  
10年かけて合計3,000万円  
贈与した場合

※相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税制度への変更はできません。

生前贈与を検討中の方や相続対策をはじめようかなと検討を始めた方や、難しそうだが漠然としつつも気になるという方もお気軽にご相談ください。



## 消費税インボイス制度の緩和措置「少額返還インボイスの免除」について

TAX

2023年10月、まもなく導入開始となる消費税インボイス制度について、全事業者に共通する恒久的緩和措置となった「少額返還インボイスの免除」を解説します。

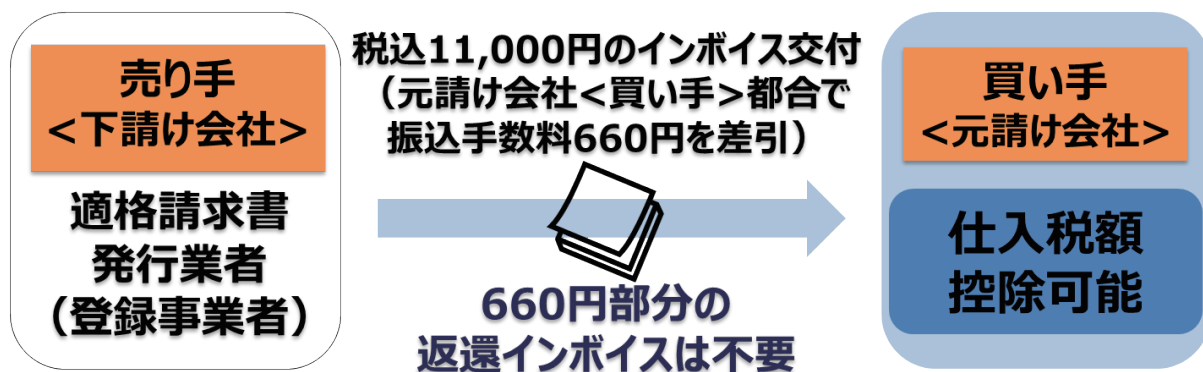
## 少額返還インボイスの交付免除

消費税インボイス制度の導入に伴い、これまですべての売上返還の対象となる取引（売上値引、返品、割戻し）について、売り手は金額の多寡を問わず、返還インボイスを交付することとされていました。

しかし、昨年2022年末に公表された「令和5年度税制改正大綱」においては、実務上、例えば買い手側から見て買掛金支払の際に、買い手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を売り手が「売上値引」として処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額であれば返還インボイスの交付を不要とすることができる措置が講じられました。

全ての事業者において、売上値引等の額が税込1万円未満の場合は返還インボイスの交付を免除（不要）となりました。

## 例



今回の改正では、消費税インボイス制度導入後6年間、一取引が1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみの保存で仕入税額控除ができるとする時限的経過措置も盛り込まれました。

基準期間における課税売上高が1億円以下であるなど一定規模以下の事業者の行う少額取引の事務負担の軽減を目的とした措置であり、適用対象事業者と適用期間に制限があります。今回解説した「少額返還インボイスの免除」とは混同しないようご注意ください。



キャッシュ・フロー計算書は、一定期間におけるキャッシュの増減を活動区別に、営業活動、投資活動、財務活動の区分に表示した財務諸表であり、貸借対照表、損益計算書に続く第3の財務諸表とされています。

キャッシュ・フロー計算書の概要はANGLE3月号でご紹介しましたが、今回は②として、読み方を解説します。

## 各項目の読み方について

### 1 営業活動によるキャッシュ・フロー（営業CF）

本業によるお金の出入りがわかります。当項目は下記の要素から構成されています。

- (1) 商品の販売等による営業収入
- (2) 原材料又は商品の仕入支出
- (3) 人件費支出
- (4) 経費等その他の営業支出
- (5) 上記以外（利息の受払、法人税の支払、補償金の受払等）



通常、当期純利益がプラスであれば、営業CFはプラスになります。当期純利益がプラスであるにもかかわらず営業CFがマイナスとなっている場合には、売掛債権や棚卸資産などの状況に注意をしてみましょう。これらが大幅に増加している場合には、売掛債権の回収が順調に行われていなかったり、棚卸資産の滞留が発生していたりする可能性があります。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローを表現する方法として、「直接法」と「間接法」の2つの方法があります。「直接法」は、主要取引である上記(1)～(5)を総額で記載します。

主要な取引ごとに総額を示すので資金の流れを直接的に詳しく把握することができますが、キャッシュの出入りを取引と紐付けて把握する必要があるため、作成に多くの負担を要します。

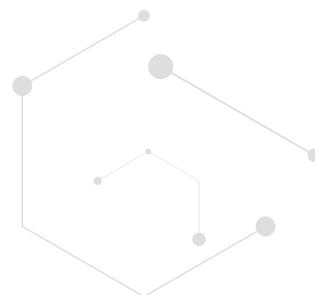
「間接法」は、連結損益計算書の税金等調整前当期純利益に対し、減価償却費などの非資金損益項目、投資活動と財務活動にかかる損益項目、営業活動に関する資産・負債の増減等の必要な調整項目を加減することで、結果として主要取引である(1)～(5)を間接的に算出します。現状では、おおむねほとんどの上場企業が「間接法」により開示しています。

その理由は、連結キャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表との関連が分かりやすく、作成が比較的容易であることがあげられます。

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー（投資CF）

設備投資など、将来、企業を成長させるために使ったお金がわかります。当項目は下記の要素から構成されています。

- (1) 有価証券及び投資有価証券の取得・売却
- (2) 有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却
- (3) 貸付の実行・回収
- (4) 上記以外（連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得・売却等）



成長に向けて積極的に投資を続けている会社であれば、投資CFはマイナスになります。

なお、投資CFのマイナスが営業CFのプラスを超える場合は、外部からの資金調達等によりキャッシュを補填する必要があります。また、投資CFがプラスの場合は、固定資産や有価証券を売却してキャッシュを手に行っていることがわかります。

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー（財務CF）

外部からの資金調達にかかるお金の出入りがわかります。当項目は下記の要素から構成されています。

- (1) 借入の実行・返済
- (2) 株式の発行、自己株式の処分
- (3) 配当金の支払、自己株式の取得
- (4) 社債の発行・償還
- (5) 上記以外（リース債務の返済等）



財務CFがプラスの場合には積極的に資金調達をおこなっている状態にあり、対して、マイナスの場合には過去に調達した資金を順調に返済・償還していることがわかります。また、財務CFについては、営業CFと投資CFとあわせて総合的に判断することが重要です。

本コラムは、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングの会計に関するメディア「CAレポート」より抜粋し、ご紹介しました。

WEBページでは、財務CFの総合的な判断について解説し、作成方法として「原則法」と「簡便法」も記載しています。是非一度「CAレポート」もご覧ください。



## セミナーのご案内（参加無料 / 要予約）

日本クレアス税理士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズでは最新情報をお伝えするセミナーを多数開催しています。いずれも参加は無料で、会場or Zoomウェビナーを使用したオンラインでの参加をお選びいただけます。全国の皆様のご参加をお待ちしております。

ご予約・お問い合わせはセミナー事務局まで。 TEL：03-3593-3235 Eメール：seminar@j-creas.com

### 【税務調査対応セミナー】あなたの会社は大丈夫ですか？調査事例から見る傾向と対策



2023年9月12日（火）14:00-15:30

日本クレアス税理士法人主催

税務調査の基礎知識から、調査の流れ、指摘されやすいポイントや海外取引における重要論点をお伝えし、最後に調査事例から見る傾向と対策について解説します。

### 【法務部強化セミナー】第3回 取引上の注意点を弁護士が解説～インボイスと独占禁止法・下請法～



2023年9月13日（水）14:00-15:00

弁護士法人日本クレアス法律事務所主催

インボイス制度導入後の仕入業者（免税事業者）との取引をどのようにすればよいか、インボイス制度と独禁法、下請法の関わりから元国税不服審判所審判官の弁護士が分かりやすくご説明します。

### 【法務部強化セミナー】第4回 運用開始直前！景品表示法のステマ規制～規制強化のポイント～



2023年9月20日（水）14:00-15:00

弁護士法人日本クレアス法律事務所主催

消費者庁が公表している運用基準等を踏まえつつ、弁護士がステルスマーケティング規制について、分かりやすく解説を行います。運用開始直前の今、ステマ規制の理解を深めておくことは、開始後の広告戦略において大いに役立ちます。

### 【法務部強化セミナー】第1回 実務に役立つ契約書審査のポイント



2023年10月11日（水）14:00-15:30

弁護士法人日本クレアス法律事務所主催

元国税不服審判所国税審判官である弁護士が、自身の経験を踏まえ、契約書審査の進め方やポイント等、基礎知識や、契約書審査において意識すべき税務上の視点について解説します。

### 【法務部強化セミナー】第2回 知っておきたい景品表示法の広告規制



2023年10月17日（火）14:00-15:00

弁護士法人日本クレアス法律事務所主催

どのような規模・業態の企業であっても、広告をする以上は、守らなくてはならない法律があります。それが、景品表示法です。景品表示法の広告（表示）規制は、複雑であるにもかかわらず、うっかりミスも許されません。最低限押さえておきたいポイントを弁護士が解説します。

日本クレアス税理士法人  
日本クレアス社会保険労務士法人  
弁護士法人日本クレアス法律事務所  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・M&A  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング  
株式会社えびすサポート  
株式会社結い財産サポート  
日本クレアス行政書士法人

東京 大阪 群馬 富山 千葉 宮崎



TEL 03-3593-3235 (代表)

MAIL info@j-creas.com

- 東京本社 -

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビルディング33階

本誌「アングル」に関するお問合せや  
発送停止、発送先の追加や変更などは  
下記のQRコードよりお問合せください。

